

静岡市規則第24号

静岡市総合運動場条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長

難波 喬司

静岡市総合運動場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により静岡市総合運動場（以下「総合運動場」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、総合運動場利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、静岡市西ケ谷総合運動場（以下「西ケ谷運動場」という。）の陸上競技場、屋内プール、ターゲットバードゴルフ場及びグラウンドゴルフ場並びに清水総合運動場を個人で利用する者は、申請書の提出を要しない。

2 前項本文の申請書は、利用期日前14日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が認めるときは、同日後においても同項の申請書を提出することができる。

(利用許可書等の交付)

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、総合運動場利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。ただし、同項ただし書に規定する者に係る許可については、総合運動場個人利用券（様式第3号）を発行する。

2 条例別表第2の規定による回数使用券は、水泳場個人回数使用券（様式第4号）及びアーチェリー場・弓道場個人回数使用券（様式第5号）による。

3 総合運動場の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第1項の利用許可書、個人利用券又は前項の個人回数使用券を携帯し、総合運動場の係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(利用時間の超過等)

第4条 西ケ谷運動場のうち陸上競技場、屋内プール、テニスコート（壁打ちコートを除く。）、ターゲットバードゴルフ場、グラウンドゴルフ場及び野球場を専用で利用する利用者は、やむを得ない理由により条例別表第1に規定する利用時間を超過し、又は繰り上げてこれらの

施設を利用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(申請事項の変更)

第5条 利用者は、申請した事項を変更しようとするときは、指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

(利用料金の承認手続等)

第6条 指定管理者は、条例第16条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、総合運動場利用料金承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、利用料金について承認をしたときは、総合運動場利用料金承認証（様式第7号）を指定管理者に交付する。
- 3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を当該総合運動場を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。
- 5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第7条 条例第16条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

- 2 指定管理者は、条例第16条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第8条 条例第16条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
 - (2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。
- 2 指定管理者は、条例第16条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第6条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用の許可の取消しの申出)

第9条 利用者が利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、総合運動場利用許可取消申出書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。

（附帯設備等の返還）

第10条 利用者は、利用を終わったときは、直ちに附帯設備等を所定の位置に戻し、総合運動場の係員の点検を受けなければならない。

（事前打合せ）

第11条 利用者は、指定管理者が施設の管理上特に必要があると認める場合は、事前に総合運動場の係員と施設等の利用方法、遵守事項その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

（遵守事項）

第12条 総合運動場に入場した者（利用者を含む。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- （2）所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- （3）許可を受けないで物品の販売又は展示をしないこと。
- （4）許可を受けないで貼り紙等の行為をしないこと。
- （5）他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （6）前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（指定管理者の指定の申請書類）

第13条 条例第17条の規定による申請は、総合運動場指定管理者指定申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1）総合運動場事業計画書（様式第10号）
- （2）総合運動場事業計画に関する収支予算書（様式第11号）
- （3）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- （4）役員名簿
- （5）経営（事業）状況に関する書類
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（協定の締結）

第14条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と総合運動場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- （1）事業計画に関する事項

- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
 - (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (4) 事業報告に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項
- (雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、総合運動場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

総合運動場利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
申請者
住 所
代表者 氏 名
電 話

西ヶ谷
清水
総合運動場を利用したいので、次のとおり申請します。

利用目的					
利用責任者		住所	氏名	電話	
利用予定人員		一般 人	生徒等 人	70歳以上の者 人	合計 人
1	利用施設			※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		施設の利用料金	
	照明施設			※ 照明施設の利用料金	円
	附帯設備及び器具			※ 附帯設備及び器具の利用料金	円
2	利用施設			※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		施設の利用料金	
	照明施設			※ 照明施設の利用料金	円
	附帯設備及び器具			※ 附帯設備及び器具の利用料金	円
3	利用施設			※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		施設の利用料金	
	照明施設			※ 照明施設の利用料金	円
	附帯設備及び器具			※ 附帯設備及び器具の利用料金	円
入場予定人員		一般 人	70歳以上の者 人	※	円
		生徒等 人	合計 人	利用料金合計	
入場料徴収の有無		有 (1 1人 円・2 その他 円)・無			
※処 理 欄		受付	年 月 日	受付者	

(注) ※印欄は、記入しないでください。

総合運動場利用許可書

年 月 日

様

指定管理者

名 称

代表者 氏 名 印

西ヶ谷

総合運動場の利用を次のとおり許可します。

清水

利 用 目 的			
利 用 責 任 者		住所	氏名 電話
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70 歳以上の者 人 合計 人	
1	利 用 施 設		施 設 の 利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 の 利 用 料 金 円
	附帯設備及び器具		附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金 円
2	利 用 施 設		施 設 の 利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 の 利 用 料 金 円
	附帯設備及び器具		附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金 円
3	利 用 施 設		施 設 の 利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 の 利 用 料 金 円
	附帯設備及び器具		附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金 円
入場予定人員	一般 人 70 歳以上の者 人 生徒等 人 合計 人	利 用 料 金 合 計 円	
入場料徴収の有無	有 (1 1人 円・2 その他 円)・無		
許 可 の 条 件	1 静岡市総合運動場条例、静岡市総合運動場条例施行規則及び係員の指示を守ってください。 2 利用後の施設等の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。		
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 施設の利用の際は、本書を係員に提示してください。 3 事前打合せを行う場合は、内容をよく理解している人が当該打合せに参加してください。			

様式第3号（第3条関係）

総合運動場個人利用券

（当 日 券）

総合運動場当日利用券（ ）	
¥	
利用時間	
静岡市	総合運動場

備考 この利用券は、静岡市西ケ谷総合運動場の陸上競技場、屋内プール、ターゲットバードゴルフ場及びグラウンドゴルフ場並びに静岡市清水総合運動場に使用する。

（回 数 券）

No.	
総合運動場回数利用券（ ）	
11枚つづり利用券	円
利用上の注意	
1 この利用券1枚で、1人 利用できます。	
2 利用しようとするときは、係員に本券を提示してください。	
3 満員の場合は、利用できません。	
4 この券は、払戻し又は通貨との交換はいたしません。	
5 この券の汚損、紛失などによって生ずる損害に対し補償はいたしません。	
静岡市	総合運動場

総合運動場回数利用券（ ）	No.
利用期間	
利用時間	
静岡市	総合運動場

備考 この利用券は、静岡市西ケ谷総合運動場の陸上競技場、屋内プール、ターゲットバードゴルフ場及びグラウンドゴルフ場に使用する。

(整 理 券)

総合運動場整理利用券 (屋内プール)

No.

〒

利用時間 1 時間

静岡市

総合運動場

備考 この利用券は、静岡市西ヶ谷総合運動場の陸上競技場及び屋内プール並びに静岡市清水総合運動場の陸上競技場、体育館、武道場、アーチェリー場及び弓道場に使用する。

様式第4号（第3条関係）

水泳場個人回数使用券

表紙	表紙裏面	中葉
No 水泳場個人回数使用券 (12枚つづり) 料金 ○ ○円 静岡市清水総合運動場	利用上の注意 1 水泳場を利用しようとするときは、係員に本券を提示してください。 2 水泳場が専用で利用されているとき、及び満員のときは、利用できません。 3 本券は1枚で、1人が利用できます。 4 個人の都合による場合は、本券の払戻し又は通貨との交換はいたしません。 5 本券の汚損、紛失等によって生ずる損害に対し補償はいたしません。	水泳場個人回数使用券 No 1 ¥ ○ ○ 静岡市清水総合運動場 水泳場個人回数使用券 No 2 ¥ ○ ○ 静岡市清水総合運動場 No 3 水泳場個人回数使用券 No 12 ¥ ○ ○ 静岡市清水総合運動場

アーチェリー場・弓道場 個人回数使用券

表紙	表紙裏面	中葉
No アーチェリー 個人回数使 場・弓道場 用券 (〇 〇円券12枚つづり) 料金 〇 〇円 静岡市清水総合運動場	利用上の注意 1 アーチェリー場又は弓 道場を利用しようとする ときは、係員に本券を提 示してください。 2 アーチェリー場又は弓 道場が専用に利用されて いるとき、及び満員のとき は、利用できません。 3 午前又は午後に利用す るときは本券1枚、夜間 に利用するときは本券2 枚、全日利用のときは本 券3枚で、1人が利用で きます。 4 個人の都合による場合 は、本券の払戻し又は通 貨との交換はいたしません。 5 本券の汚損、紛失等によ って生ずる損害に対し補 償はいたしません。	アーチェリー場・弓道場 個人 回数使用券 No 1 ¥ 〇 〇 静岡市清水総合運動場 アーチェリー場・弓道場 個人 回数使用券 No 2 ¥ 〇 〇 静岡市清水総合運動場 No 3 アーチェリー場・弓道場 個人 回数使用券 No 12 ¥ 〇 〇 静岡市清水総合運動場

総合運動場利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

指定管理者
名 称
代 表 者 氏 名

総合運動場の利用料金について承認を受けたいので、静岡市総合運動場条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

総合運動場利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった総合運動場の利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- (1) 承認額に基づき利用料金を決定してください。
- (2) 利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

総合運動場利用許可取消申出書

年 月 日

（宛先）指定管理者

名 称

代表者氏名

申出者 団 体 名

住 所

代表者（所在地）

氏 名

西ヶ谷

清 水

総合運動場の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

利 用 す る 施 設	
利 用 目 的	
利 用 日 時	午前 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで
利用附帯設備等	
利用許可年月日	年 月 日
取 消 し の 理 由	

様式第9号（第13条関係）

総合運動場指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地（法人以外の団体にあつては、その代表者の住所）

申請者 名 称

代表者氏名

電 話

静岡市総合運動場の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市総合運動場条例第17条及び静岡市総合運動場条例施行規則第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

総合運動場事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要（事業の構成及び年間計画表）

実施体制図

特記事項（効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等）

総合運動場事業計画に関する収支予算書

[illegible][illegible]